


凡例

 既存盛土等

010 既存盛土等番号

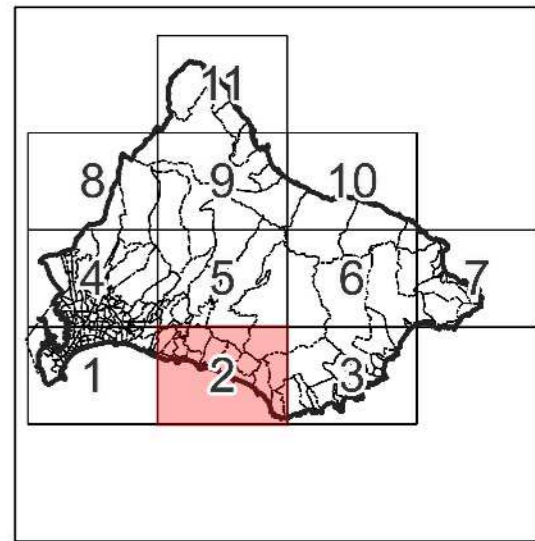
- 【注意事項】**
- ・本図は新旧の地形図や空中写真等の比較により過去に盛土等が行われたと思われる箇所を抽出したものであり、その箇所が直ちに危険な盛土等であることを示すものではありません
 - ・空中写真等の基礎資料を基に確認できた盛土等の概ねの位置を示したものであり、今後の調査により新たな盛土等の発見や範囲の見直し等がされることがあります
 - ・本図の全部または一部を加工して使用する場合は、あらかじめ函館市長の承認を得る必要があります




A2サイズで印刷するとおおよそ2万5千分の1、
A4サイズで印刷するとおおよそ5万分の1の縮尺になります

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R7JHf309」
「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない」

2025年度作成



凡例

 既存盛土等

010 既存盛土等番号

【注意事項】

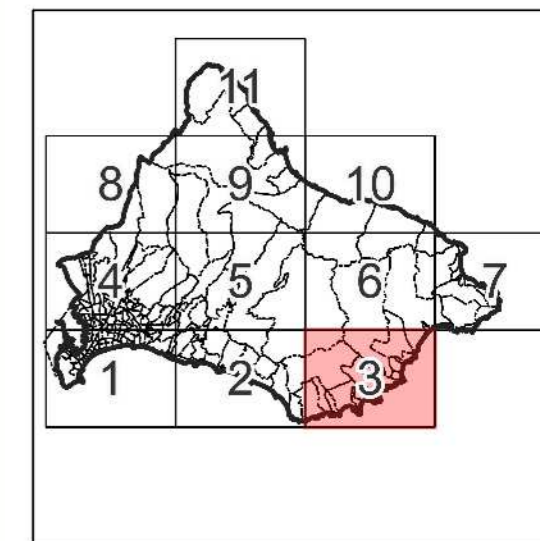
- ・本図は新旧の地形図や空中写真等の比較により過去に盛土等が行われたと思われる箇所を抽出したものであり、その箇所が直ちに危険な盛土等であることを示すものではありません
- ・空中写真等の基礎資料を基に確認できた盛土等の概ねの位置を示したものであり、今後の調査により新たな盛土等の発見や範囲の見直し等がされることがあります
- ・本図の全部または一部を加工して使用する場合は、あらかじめ函館市長の承認を得る必要があります

0 1 2km

A2サイズで印刷するとおおよそ2万5千分の1、
A4サイズで印刷するとおおよそ5万分の1の縮尺になります

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R7JHf309」
「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない」

2025年度作成

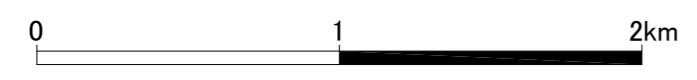


凡例

- 既存盛土等
- 010 既存盛土等番号

【注意事項】

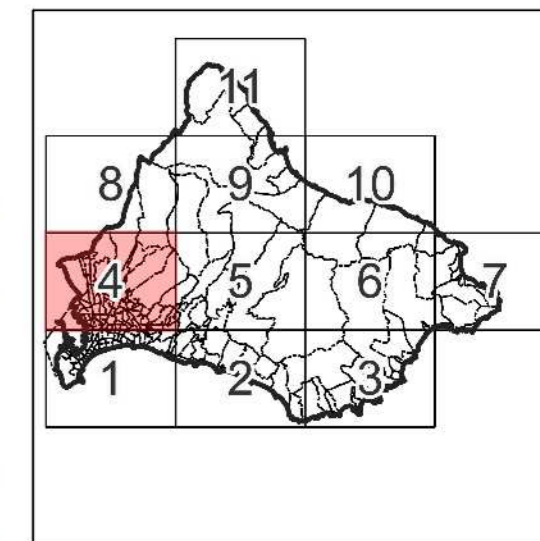
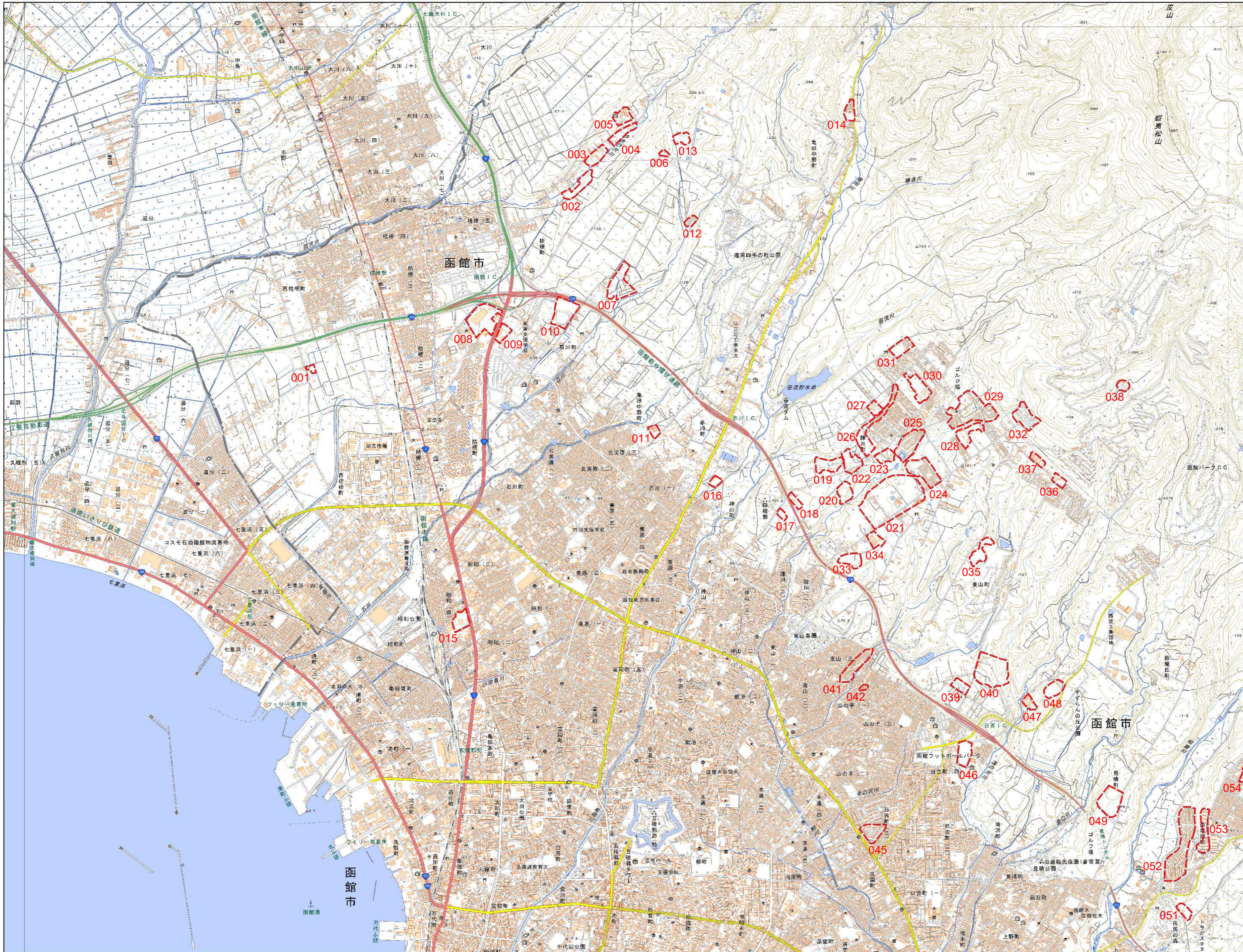
- ・本図は新旧の地形図や空中写真等の比較により過去に盛土等が行われたと思われる箇所を抽出したものであり、その箇所が直ちに危険な盛土等であることを示すものではありません
- ・空中写真等の基礎資料を基に確認できた盛土等の概ねの位置を示したものであり、今後の調査により新たな盛土等の発見や範囲の見直し等がされることがあります
- ・本図の全部または一部を加工して使用する場合は、あらかじめ函館市長の承認を得る必要があります




A2サイズで印刷するとおおよそ2万5千分の1、
A4サイズで印刷するとおおよそ5万分の1の縮尺になります

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R7JHf309」
「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない」

2025年度作成

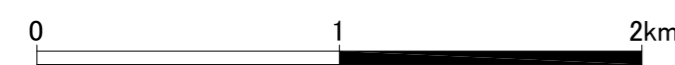


凡例

 既存盛土等

010 既存盛土等番号

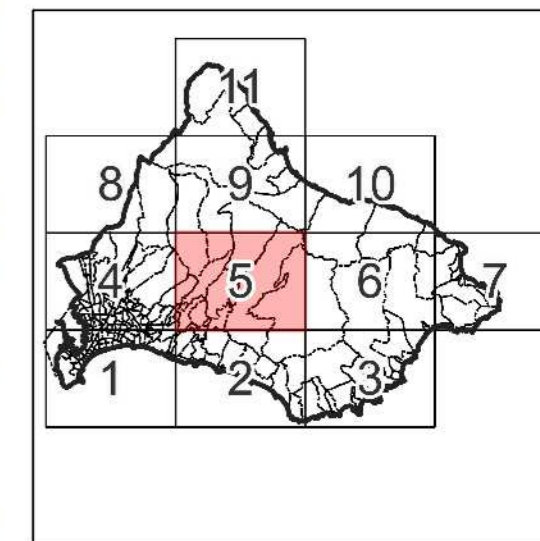
- 【注意事項】**
- 本図は新旧の地形図や空中写真等の比較により過去に盛土等が行われたと思われる箇所を抽出したものであり、その箇所が直ちに危険な盛土等であることを示すものではありません
 - 空中写真等の基礎資料を基に確認できた盛土等の概ねの位置を示したものであり、今後の調査により新たな盛土等の発見や範囲の見直し等がされる可能性があります
 - 本図の全部または一部を加工して使用する場合は、あらかじめ函館市長の承認を得る必要があります




A2サイズで印刷するとおおよそ2万5千分の1、
A4サイズで印刷するとおおよそ5万分の1の縮尺になります

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R7JHf309」
「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない」

2025年度作成

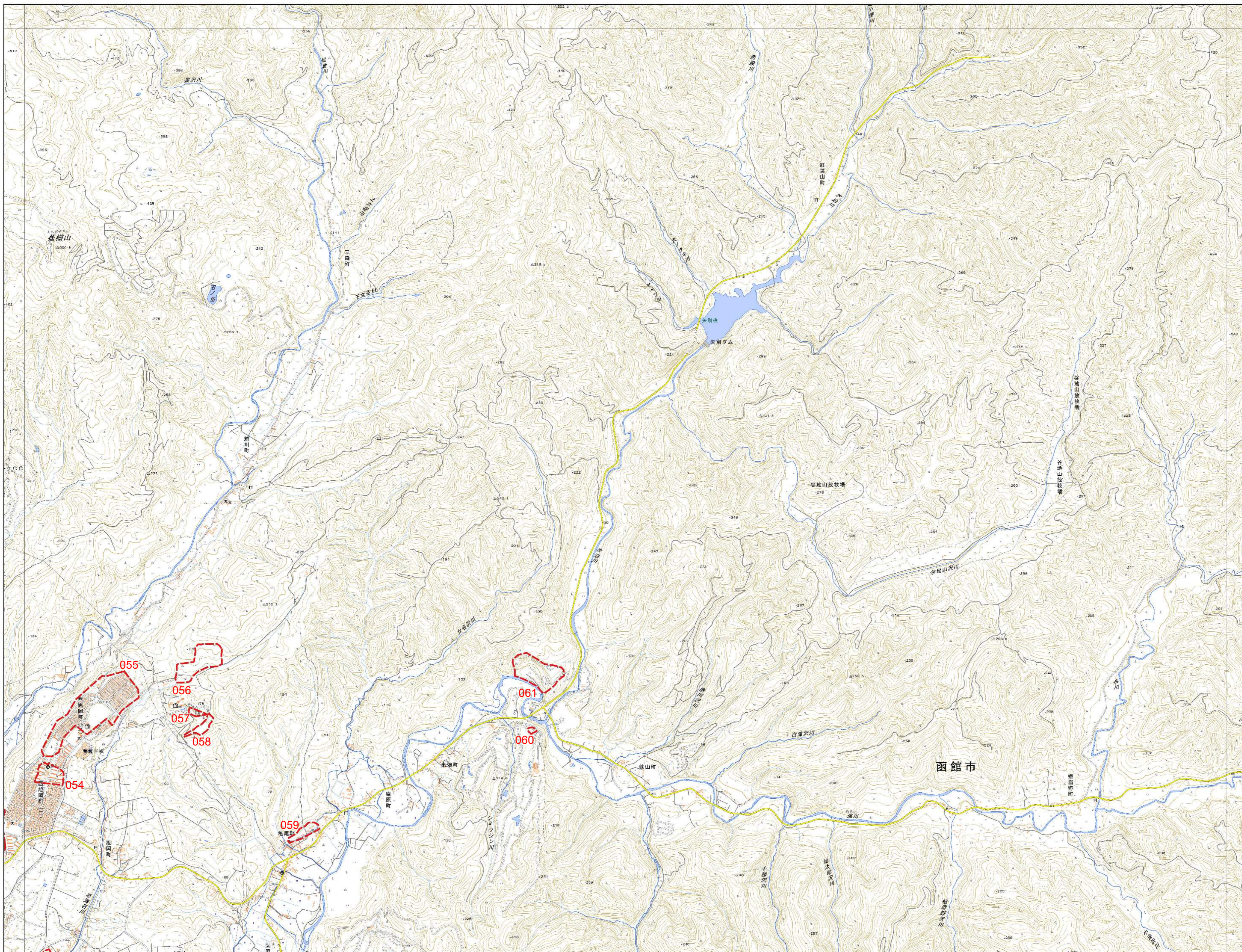


凡例

 既存盛土等

010 既存盛土等番号

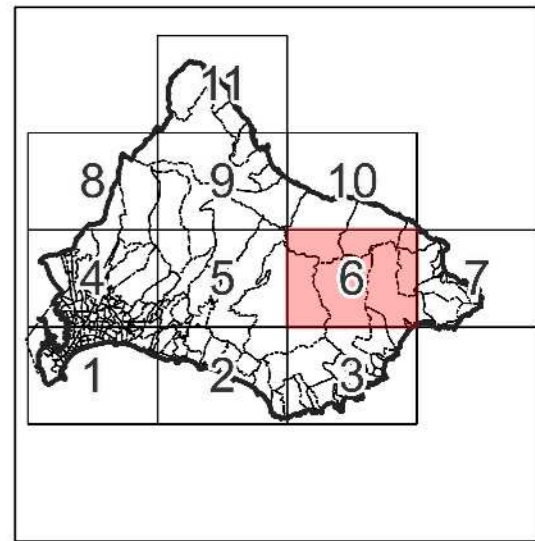
- 【注意事項】**
- ・本図は新旧の地形図や空中写真等の比較により過去に盛土等が行われたと思われる箇所を抽出したものであり、その箇所が直ちに危険な盛土等であることを示すものではありません
 - ・空中写真等の基礎資料を基に確認できた盛土等の概ねの位置を示したものであり、今後の調査により新たな盛土等の発見や範囲の見直し等がされることがあります
 - ・本図の全部または一部を加工して使用する場合は、あらかじめ函館市長の承認を得る必要があります



A2サイズで印刷するとおおよそ2万5千分の1、
A4サイズで印刷するとおおよそ5万分の1の縮尺になります

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R7JHf309」
「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない」

2025年度作成



凡例

既存盛土等

010 既存盛土等番号

【注意事項】

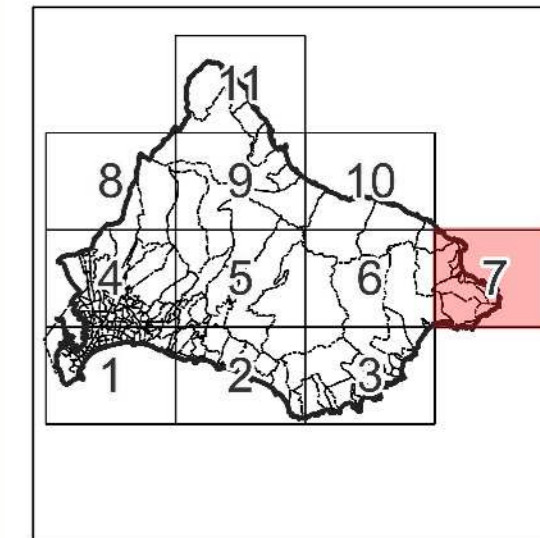
- 本図は新旧の地形図や空中写真等の比較により過去に盛土等が行われたと思われる箇所を抽出したものであり、その箇所が直ちに危険な盛土等であることを示すものではありません
- 空中写真等の基礎資料を基に確認できた盛土等の概ねの位置を示したものであり、今後の調査により新たな盛土等の発見や範囲の見直し等がされることがあります
- 本図の全部または一部を加工して使用する場合は、あらかじめ函館市長の承認を得る必要があります

0 1 2km

A2サイズで印刷するとおおよそ2万5千分の1、
A4サイズで印刷するとおおよそ5万分の1の縮尺になります

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R7JHf309」
「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない」

2025年度作成

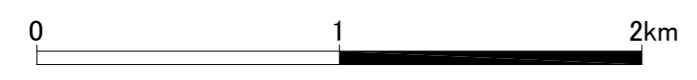
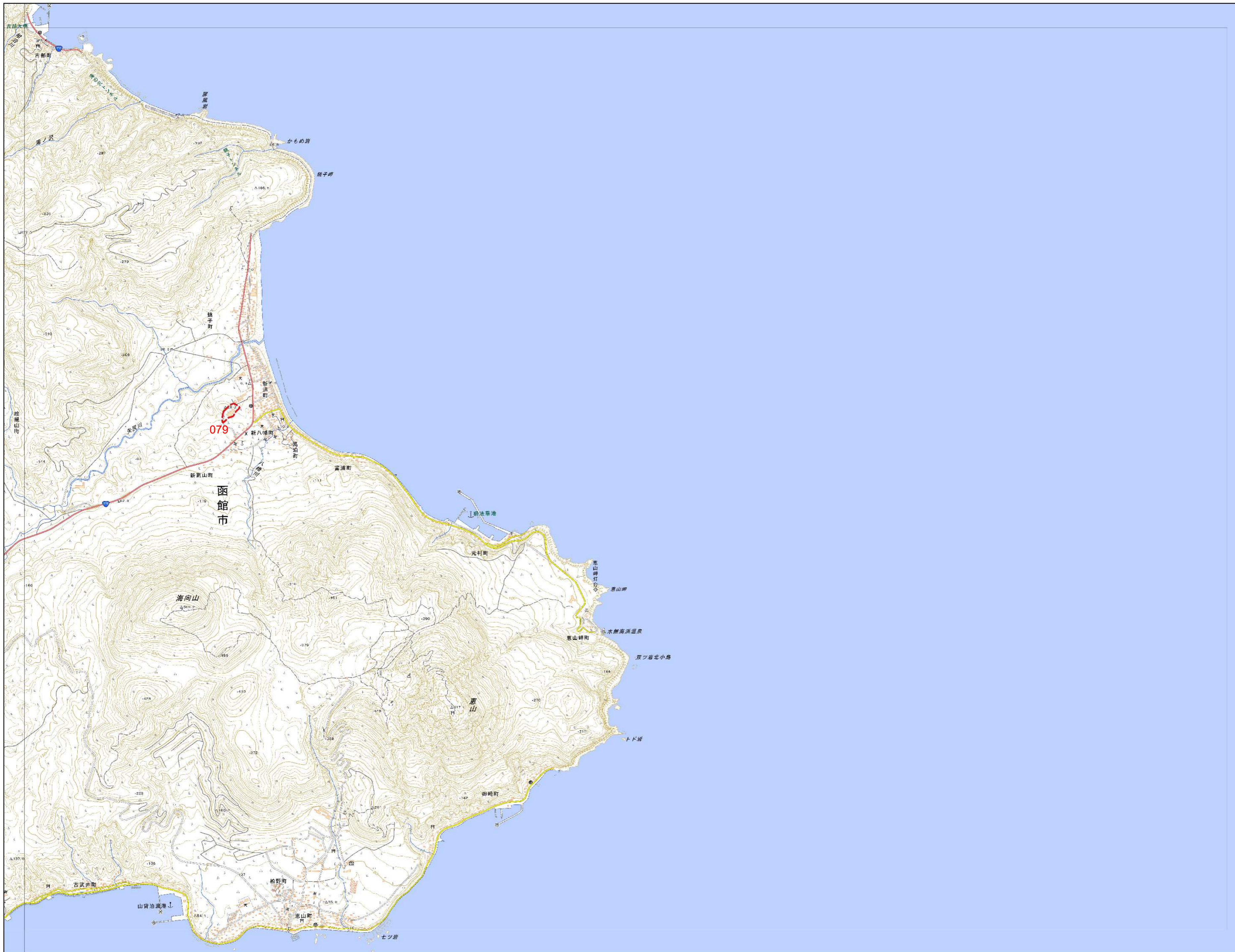


凡例

- 既存盛土等
- 010** 既存盛土等番号

【注意事項】

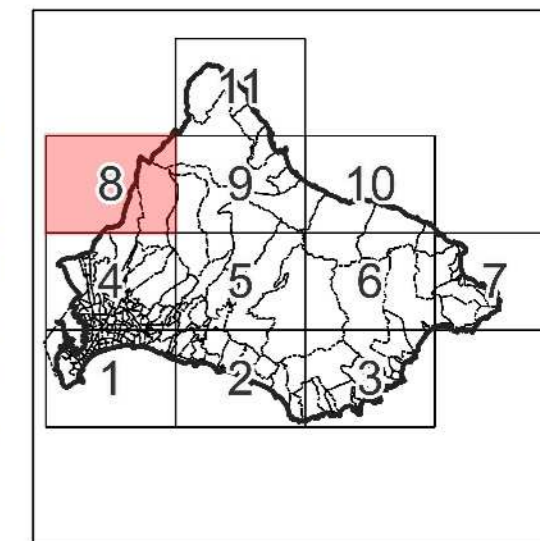
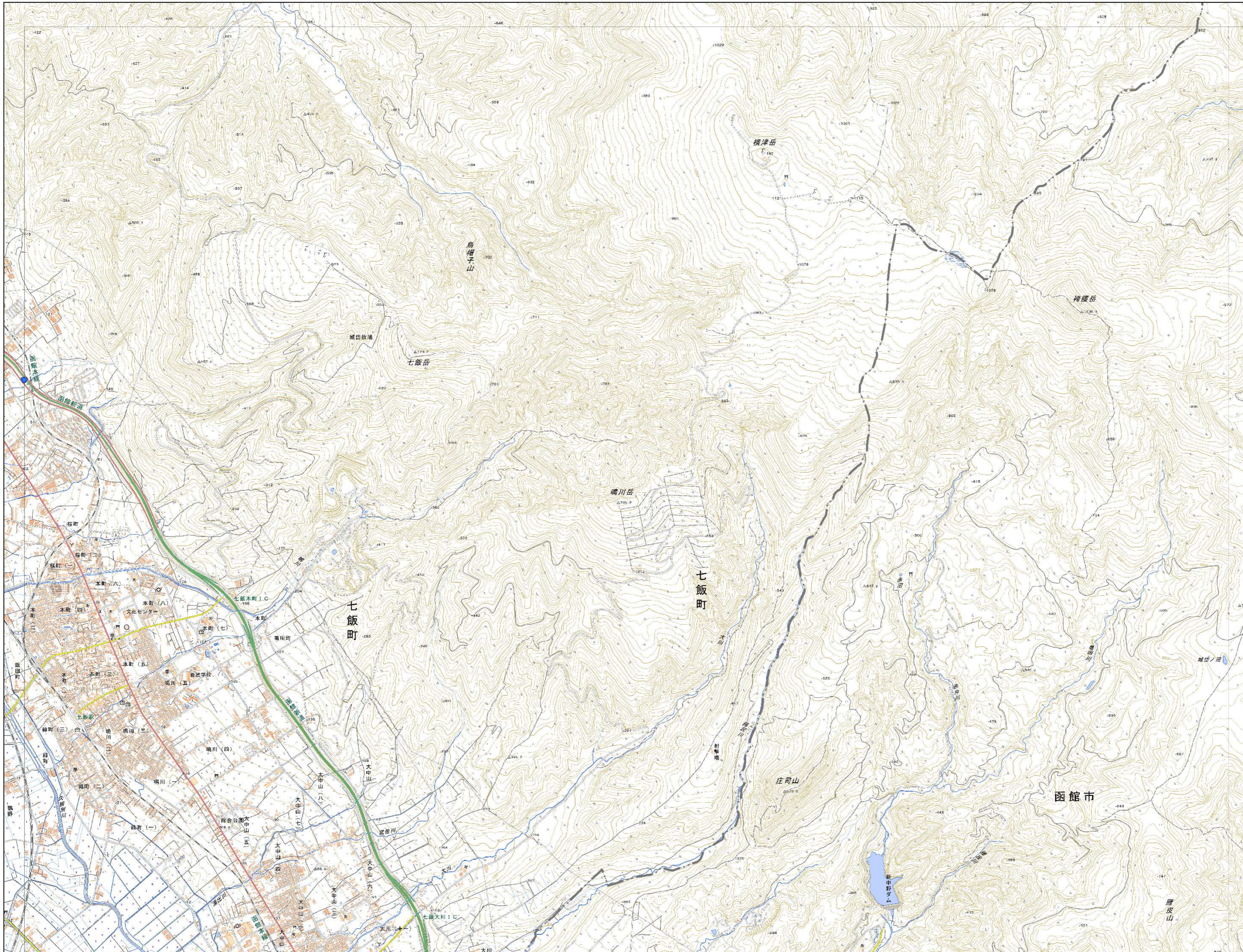
- ・本図は新旧の地形図や空中写真等の比較により過去に盛土等が行われたと思われる箇所を抽出したものであり、その箇所が直ちに危険な盛土等であることを示すものではありません
- ・空中写真等の基礎資料を基に確認できた盛土等の概ねの位置を示したものであり、今後の調査により新たな盛土等の発見や範囲の見直し等がされることがあります
- ・本図の全部または一部を加工して使用する場合は、あらかじめ函館市長の承認を得る必要があります




A2サイズで印刷するとおおよそ2万5千分の1,
A4サイズで印刷するとおおよそ5万分の1の縮尺になります

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R7JHf309」
「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない」

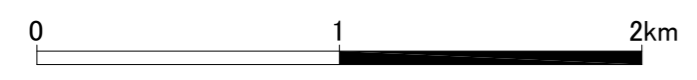
2025年度作成



凡例

-  既存盛土等
- 010** 既存盛土等番号

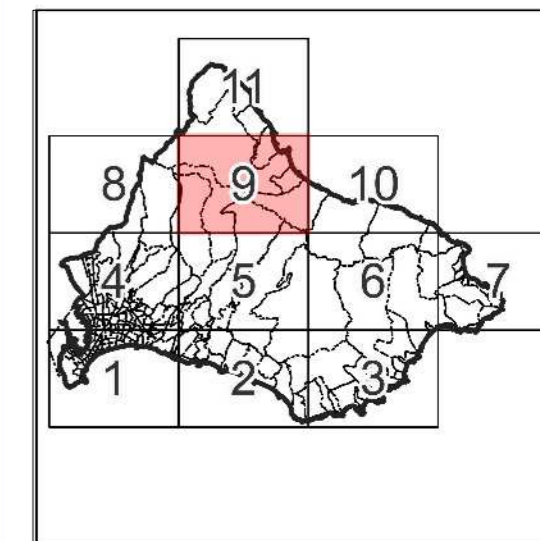
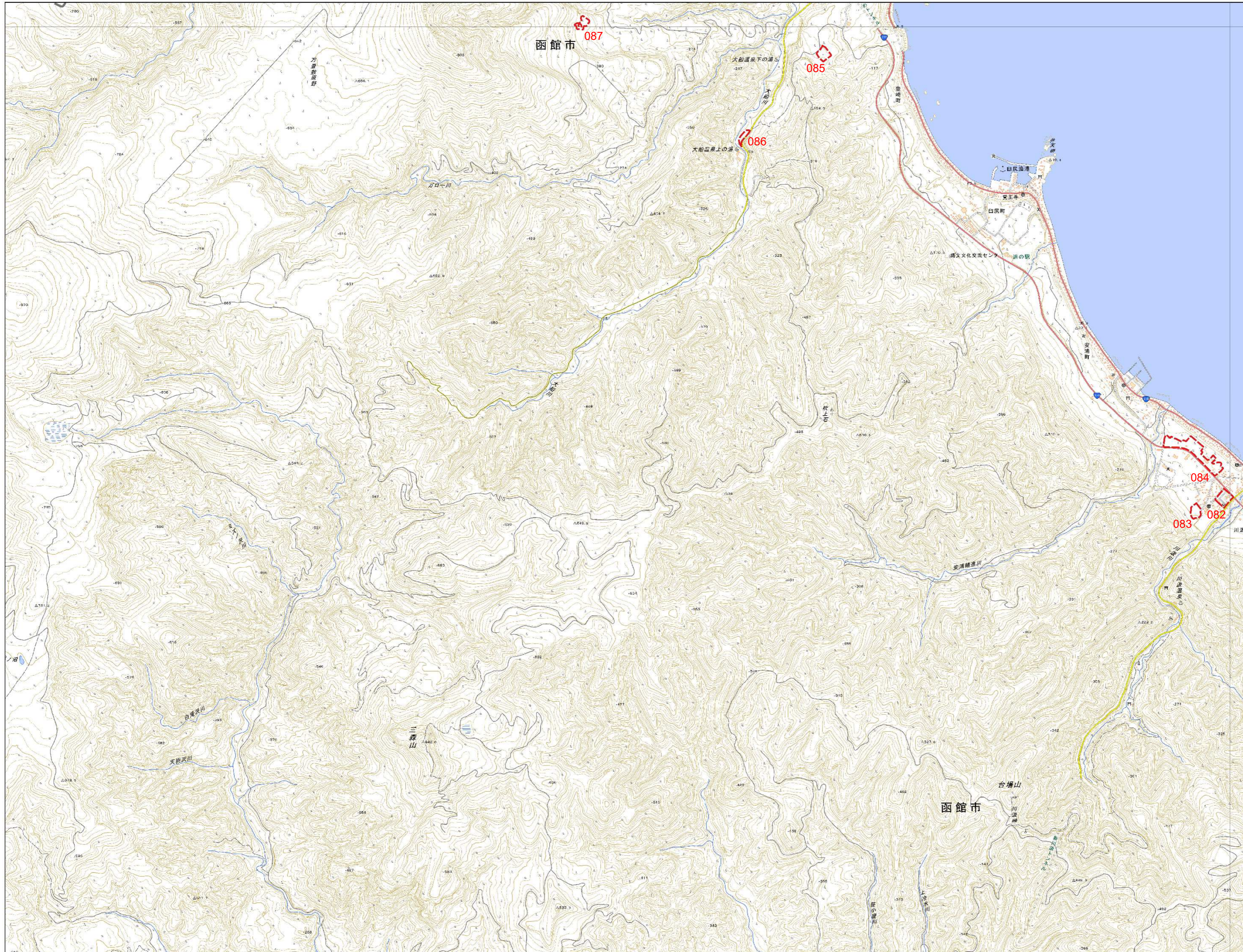
- 【注意事項】**
- ・本図は新旧の地形図や空中写真等の比較により過去に盛土等が行われたと思われる箇所を抽出したものであり、その箇所が直ちに危険な盛土等であることを示すものではありません
 - ・空中写真等の基礎資料を基に確認できた盛土等の概ねの位置を示したものであり、今後の調査により新たな盛土等の発見や範囲の見直し等がされることがあります
 - ・本図の全部または一部を加工して使用する場合は、あらかじめ函館市長の承認を得る必要があります



A2サイズで印刷するとおおよそ2万5千分の1、
A4サイズで印刷するとおおよそ5万分の1の縮尺になります

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R7JHf309」
「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない」

2025年度作成

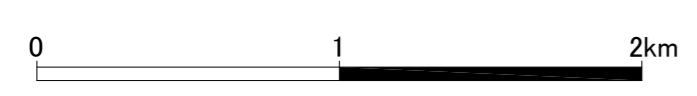


凡例

- 既存盛土等
- 010 既存盛土等番号

【注意事項】

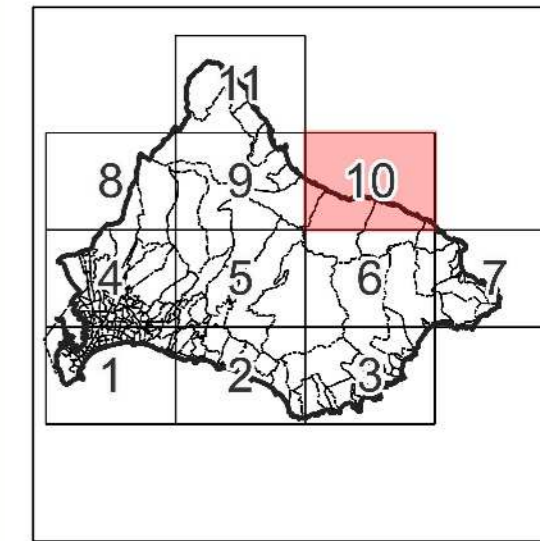
- ・本図は新旧の地形図や空中写真等の比較により過去に盛土等が行われたと思われる箇所を抽出したものであり、その箇所が直ちに危険な盛土等であることを示すものではありません
- ・空中写真等の基礎資料を基に確認できた盛土等の概ねの位置を示したものであり、今後の調査により新たな盛土等の発見や範囲の見直し等がされることがあります
- ・本図の全部または一部を加工して使用する場合は、あらかじめ函館市長の承認を得る必要があります




A2サイズで印刷するとおおよそ2万5千分の1,
A4サイズで印刷するとおおよそ5万分の1の縮尺になります

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R7JHf309」
「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない」

2025年度作成



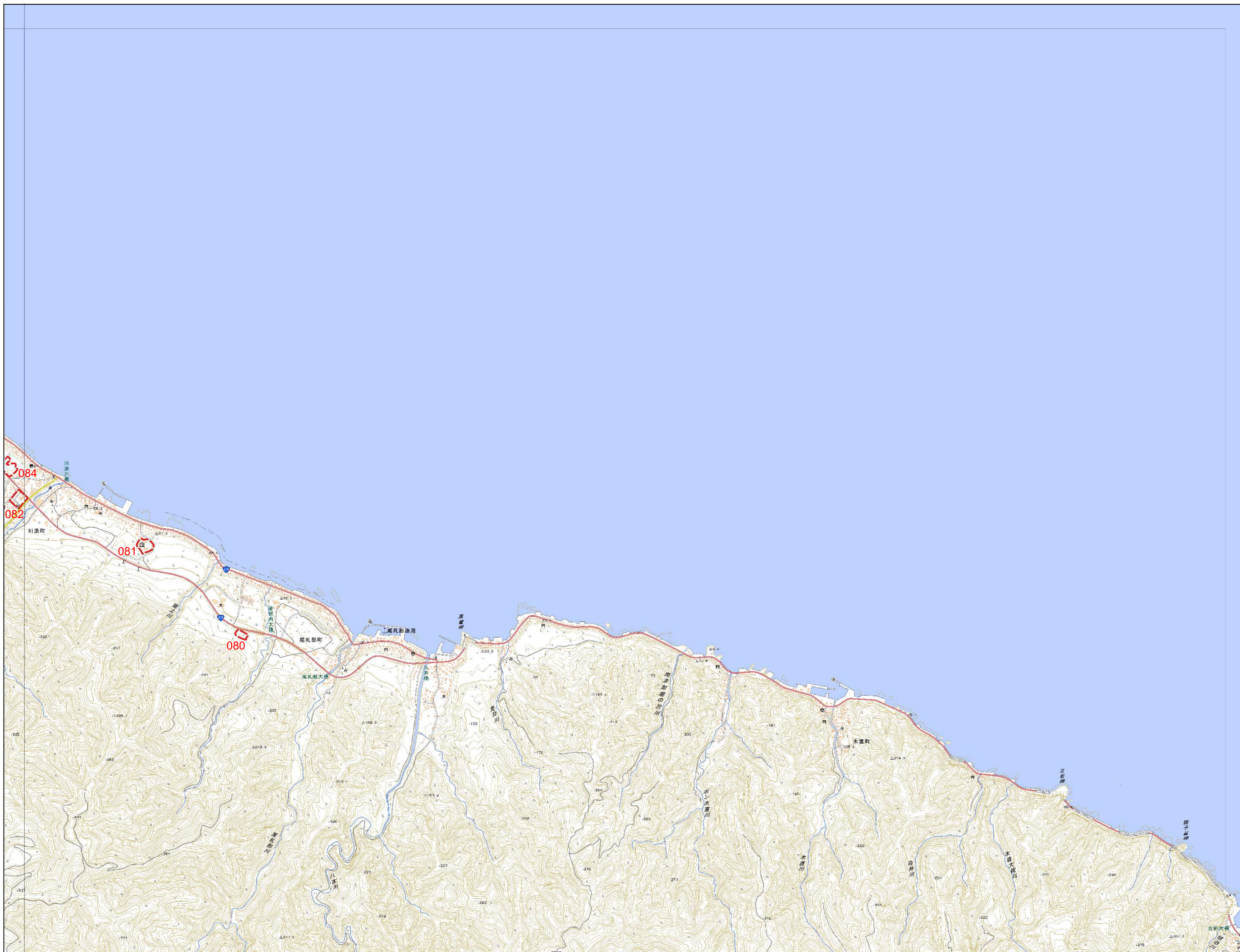
凡例

 既存盛土等

010 既存盛土等番号

【注意事項】

- ・本図は新旧の地形図や空中写真等の比較により過去に盛土等が行われたと思われる箇所を抽出したものであり、その箇所が直ちに危険な盛土等であることを示すものではありません
- ・空中写真等の基礎資料を基に確認できた盛土等の概ねの位置を示したものであり、今後の調査により新たな盛土等の発見や範囲の見直し等がされることがあります
- ・本図の全部または一部を加工して使用する場合は、あらかじめ函館市長の承認を得る必要があります

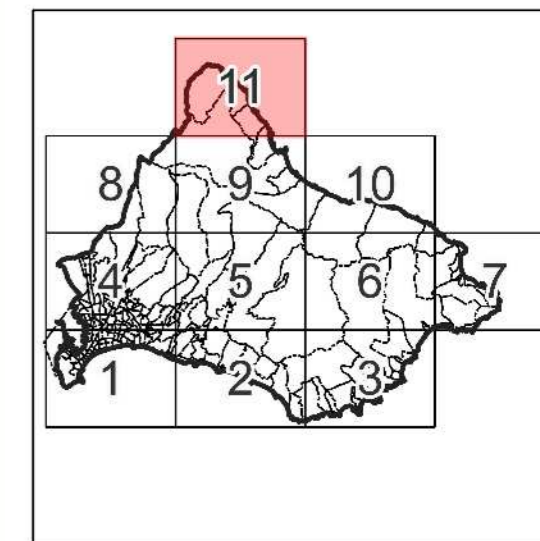


0 1 2km

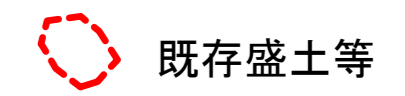
A2サイズで印刷するとおおよそ2万5千分の1,
A4サイズで印刷するとおおよそ5万分の1の縮尺になります

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R7JHf309」
「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない」

2025年度作成



凡例

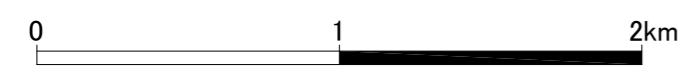
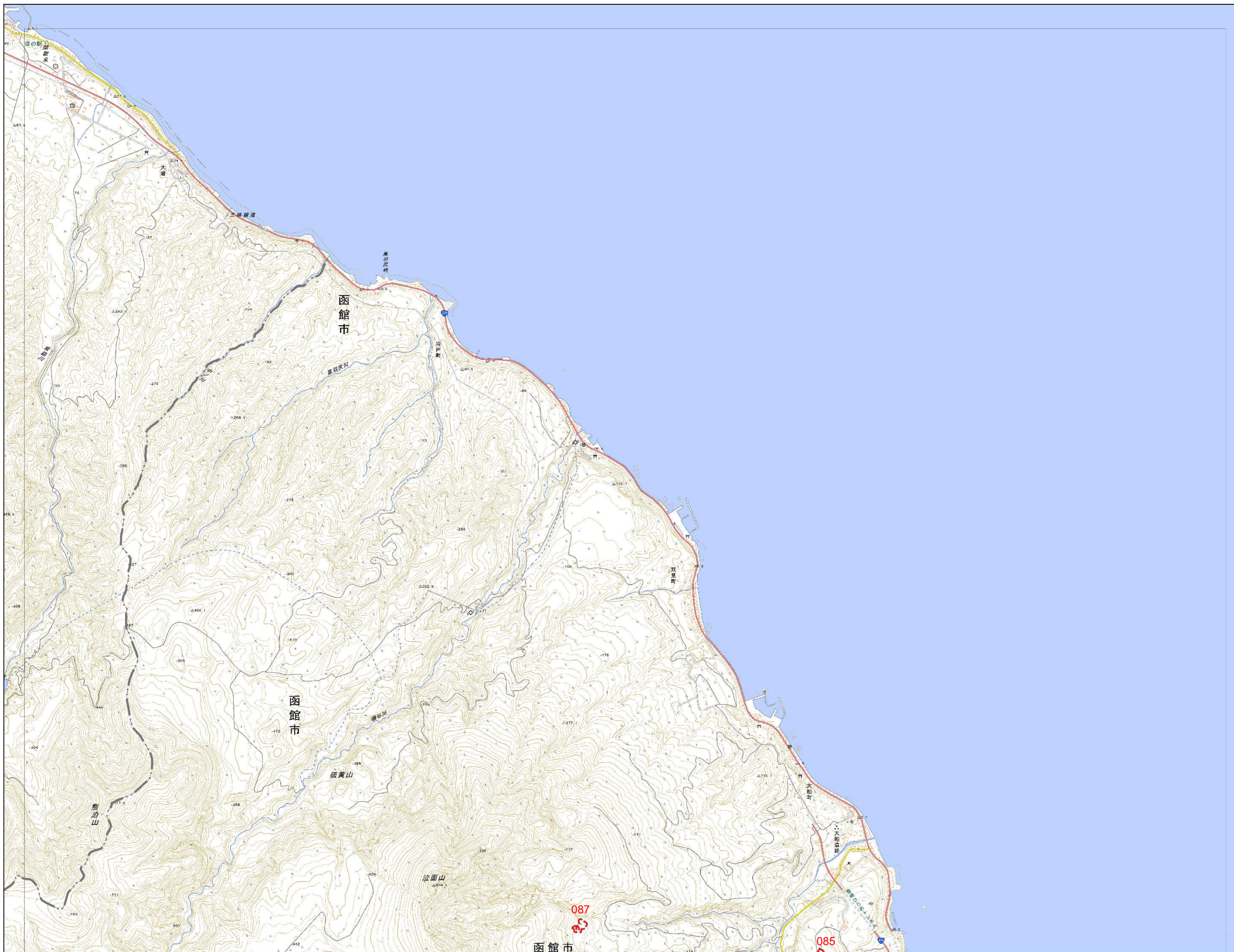


既存盛土等

010 既存盛土等番号

【注意事項】

- ・本図は新旧の地形図や空中写真等の比較により過去に盛土等が行われたと思われる箇所を抽出したものであり、その箇所が直ちに危険な盛土等であることを示すものではありません
- ・空中写真等の基礎資料を基に確認できた盛土等の概ねの位置を示したものであり、今後の調査により新たな盛土等の発見や範囲の見直し等がされることがあります
- ・本図の全部または一部を加工して使用する場合は、あらかじめ函館市長の承認を得る必要があります



A2サイズで印刷するとおおよそ2万5千分の1、
A4サイズで印刷するとおおよそ5万分の1の縮尺になります

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R7JHf309」
「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない」

2025年度作成